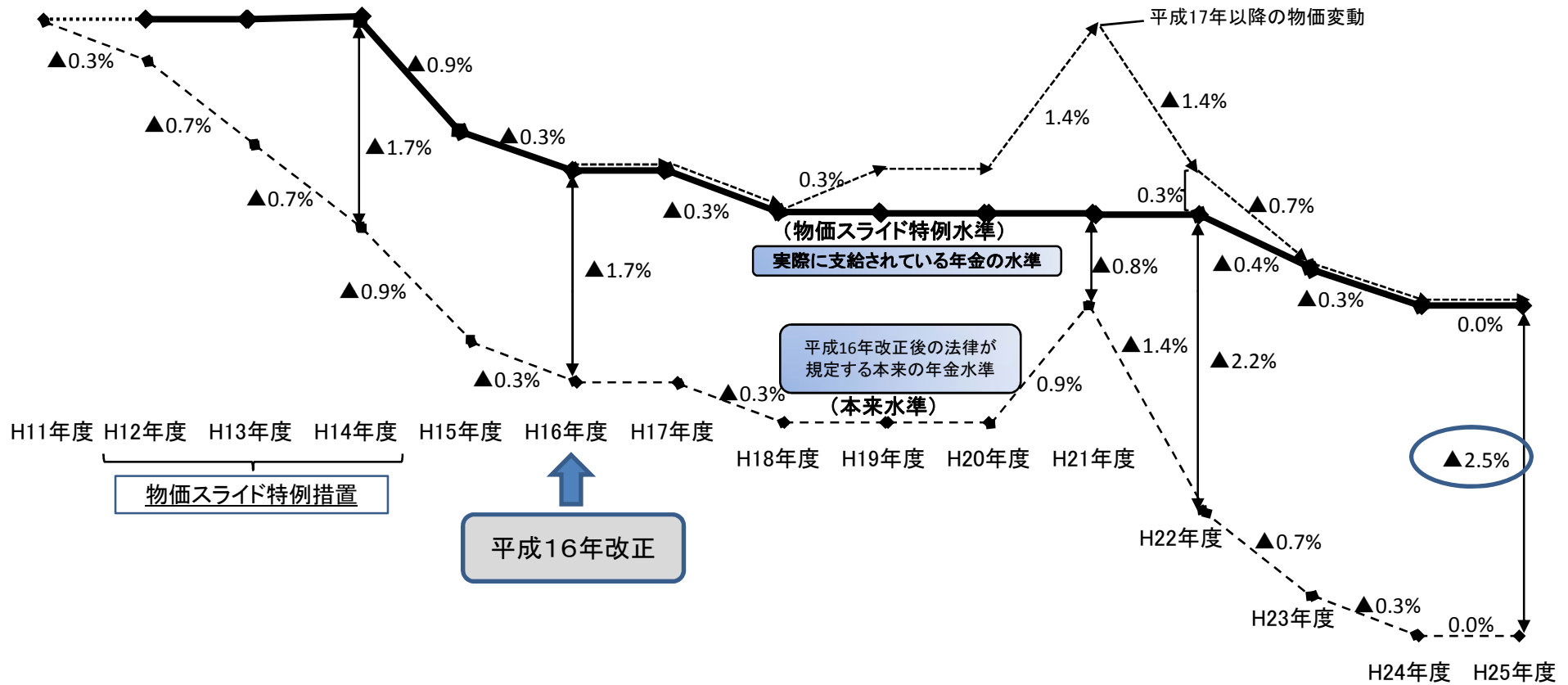


特例水準と本来水準の推移について



特例水準の解消に関する法改正の内容について

- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第99号）

◆特例水準の解消関係（関連部分抜粋）

- (1) 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準（2.5%）について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消します。

※現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも、2.5%高い水準（特例水準）となっている。

※解消スケジュールは、平成25年10月▲1.0%、平成26年4月▲1.0%、平成27年4月▲0.5%

- (2) 施行：平成25年10月1日

（参考）

- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第102号）

1. 法律の概要（抜粋）

- 所得の額が一定の基準（※）を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金（国民年金保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎）を支給する。（※）住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入＋その他所得の合計額が老齢基礎年金満額（平成27年度で77万円）以下であること（政令事項）
- ①基準額（月額5千円）に納付済期間（月数）／480月を乗じて得た額の給付

②免除期間に対応して老齢基礎年金の1／6相当を基本とする給付

- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間を基礎）を支給する。

- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。（支給額：月額5千円（1級の障害基礎年金受給者は月額6.25千円））

- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

2. 施行期日：平成27年10月1日

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

老齢基礎年金額の推移について

1 平成12年度以降の年金額改定状況

年度	満額の老齢基礎年金額 (物価スライド特例水準)	満額の老齢基礎年金額 (本来水準)	特例水準と本来水準と 差額
平成12年度	804,200 円	801,800 円	2,400 円
平成13年度	804,200 円	796,200 円	8,000 円
平成14年度	804,200 円	790,500 円	13,700 円
平成15年度	797,000 円	783,300 円	13,700 円
平成16年度	794,500 円	780,900 円	13,600 円
平成17年度	794,500 円	780,900 円	13,600 円
平成18年度	792,100 円	778,600 円	13,500 円
平成19年度	792,100 円	778,600 円	13,500 円
平成20年度	792,100 円	778,600 円	13,500 円
平成21年度	792,100 円	785,600 円	6,500 円
平成22年度	792,100 円	774,700 円	17,400 円
平成23年度	788,900 円	769,200 円	19,700 円
平成24年度	786,500 円	766,800 円	19,700 円
平成25年度 (9月まで)	786,500 円	766,800 円	19,700 円

2 平成25年10月以降の年金額について(※予定)

年度		支給額	減額
平成25年4月 から	年額	786,500 円	— 円
	月額	65,541 円	— 円
平成25年10月 から ▲1.0%	年額	778,500 円	▲8,000 円
	月額	64,875 円	▲666 円
平成26年4月 から ▲1.0%	年額	770,400 円	▲8,100 円
	月額	64,200 円	▲675 円
平成27年4月 から ▲0.5%	年額	766,392 円	▲4,008 円
	月額	63,866 円	▲334 円

※仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合を想定